様式２－２

道路維持補修工事等特定共同企業体協定書（分担工事型）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 　　　　　　　　　　　　　　　　　発注に係る　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

(2) 前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　特定共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、平成　　年　　月　　日に成立し、工事の請負契約の履行後３カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、当該工事に係る工事契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

会社名

所在地

会社名

所在地

会社名

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　 　　 　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、工事の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（工事の分担）

第８条　各構成員の工事の分担は、次を基本とする。ただし、分担工事について発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　　　　　　　　地区

　　　　　　　　　　　地区

　　　　　　　　　　　地区

２　前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（工事の分担）

第11条の２　各構成員の工事の分担の詳細は、運営委員会で定める。

（構成員の必要経費の分担）

第12条　構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　工事中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

（決算）

第13条の２　当企業体は、工事完成のときに決算するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担)

第14条　構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（請負期間途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

３　脱退構成員があるときは、脱退構成員が脱退前に有していた分担工事を残存構成員により分担するものとする。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第３項までを準用するものとする。

（工事期間途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第14条第２項、第３項、第16条第２項及び第３項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　外　　　　者は、上記のとおり　　　　　　　　　　特定共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し各自所持するものとする。

　なお、１通は発注者提出用とする。

　　　　平成　　年　　月　　日

　　　　代表者　所　在　地

　　　　　　　　商　　　号

　　　　　　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地

　　　　　　　　商　　　号

　　　　　　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地

　　　　　　　　商　　　号

　　　　　　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　商　　　号

　　　　　　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地

　　　　　　　　商　　　号

　　　　　　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所　在　地

　　　　　　　　商　　　号

　　　　　　　　代　表　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印